

# 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

2019年度予算額 (案) 2,586百万円  
(前年度予算額 2,398百万円)



文部科学省

- 切れ目ない支援体制整備充実事業 1,796百万円 (1,600百万円)  
〔補助率1/3〕(拡充)  
2016年の障害者差別解消法の施行、発達障害者支援法の改正等を踏まえ自治体等の切れ目ない支援体制整備に向けた取組に対して経費の一部を補助。
- ◆特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備  
特別な支援を必要とする子供について、就学前から就労に至るまでの切れ目ない支援体制の整備を促すため教育部局と福祉・保健・医療・労働等の関係部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。
- ◆特別支援教育専門家配置(拡充)  
医療的ケアのための看護師 1,500人⇒1,800人 (+300人)

○学校における医療的ケア実施体制構築事業 59百万円 ( 59百万円)  
学校において高度な医療的ケアに対応するため、医師と連携した校内支援体制の構築や、医療的ケア実施マニュアル等の作成など、医療的ケア実施体制の充実を図る。

○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業  
213百万円 ( 280百万円)  
◆発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業 等  
小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のため通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について調査研究等を行う。

○学校と福祉機関の連携支援事業 10百万円 (新規)  
障害のある子供に対する、一貫した支援の提供のため、学校と障害児通所支援事業所の効果的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行う。

○発達障害に係る教員・支援人材専門性向上に係る検討会議の設置等  
【国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数】(新規)  
教育や福祉の分野において、発達障害者支援にあたる人材が身に着けるべき専門性を整理し、指導的立場になる者に対する研修の在り方の検討等を行う。

## (上記以外の施策・就学支援・教職員定数の改善・学校施設整備)

- 特別支援教育就学奨励費負担等 12,164百万円(11,567百万円)〔補助率1/2〕
- 国立特別支援教育総合研究所運営費交付金、施設整備費補助金 1,083百万円(1,087百万円)
- 特別支援教育の充実の観点から、通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施
- 学校施設整備(特別支援学校の教室不足解消のための補助、公立学校のバリアフリー化)〔補助率1/3等〕

○特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 45百万円 (50百万円)  
特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状等取得に資する取組や特別支援学校教員等に対する専門的な研修を実施する。

○学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実  
139百万円 (104百万円)(拡充)  
教科書等の作成や新学習指導要領の周知・徹底等を着実に実施するとともに、改訂を踏まえた特別支援学校における学習・指導方法の改善・充実を図るための実践研究等を行う。

○学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業 51百万円 ( 86百万円)  
教育委員会等が主体となり、学校において、障害のある子供とない子供との交流及び共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置づける等、障害者理解の一層の推進を図る。

○学習上の支援機器等教材活用促進事業 25百万円 (20百万円)(拡充)  
教員が障害の状態や特性を理解した上で、適切な支援機器等教材を選定・活用するために必要な指標及び支援機器の活用に伴う学習評価の研究等を行う。

○高等学校段階における入院生徒等に対する教育保障体制整備事業 26百万円 (新規)  
主に高校教育段階の入院生徒等に対する、教育保障体制の整備について調査研究を実施する。

○教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 210百万円 (146百万円) (拡充)  
発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効果的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進、教材の活用に関するアンケート等についての実践的な調査研究等を実施する。

等

# 切れ目ない支援体制整備充実事業

2019年度予算額 (案) 1,796百万円  
(前年度予算額 1,600百万円)



文部科学省

## 背景説明

2016年4月からの障害者差別解消法の施行、同年6月の児童福祉法の一部改正、同年8月からの発達障害者支援法の改正等を踏まえ、関係部局・関係機関の連携の下、特別な支援を必要とする子供に対して、就学前から就労に至るまで、一貫した支援体制の整備や看護師、外部専門家の配置を実施することが必要である。



## 目的・目標

切れ目ない支援体制整備や看護師、外部専門家の配置に向けた取組として、自治体等が、下記のⅠ、Ⅱの事業を行う場合に要する経費の一部を補助する。

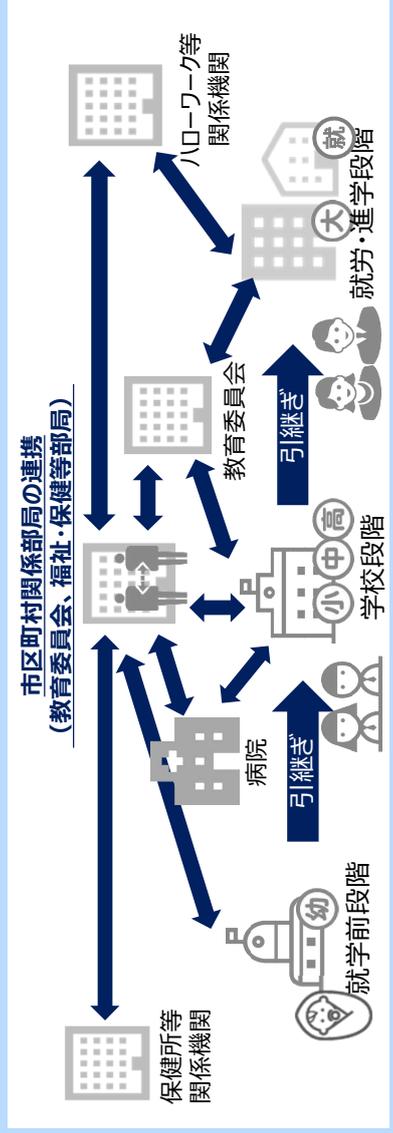
- ◇補助対象者 都道府県・市区町村、学校法人(私立特別支援学校等)
- ◇補助率 1/3

## Ⅰ 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

### 教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局や関係機関の連携体制の整備

- ・各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、**就学前段階から進学・就労段階にわたり、各学校等で個別の支援情報に関する「個別の教育支援計画」等を作成し、就学、進級、進学、就労の際に、記載情報の取扱いについて十分配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる仕組の整備**
- ・関係機関との連携を支援する**コーディネーター等の配置**（早期支援・就労支援・発達障害支援・合理的配慮コーディネーター）
- ・**教育・医療機関との連携による入院児童生徒（義務教育段階）の教育支援体制の整備**

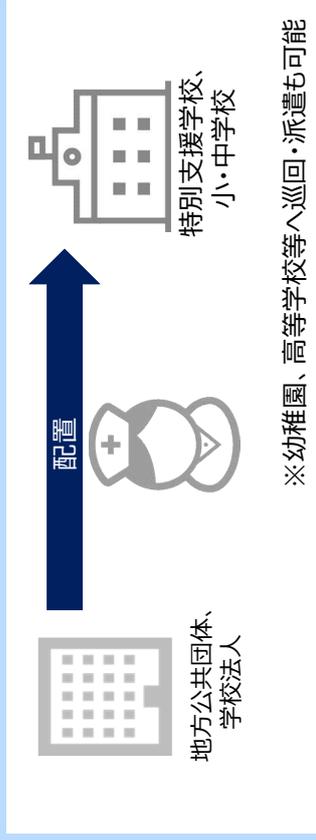
- ・上記取組における普及啓発



## Ⅱ 看護師、外部専門家の配置

### ① 医療的ケアのための看護師(拡充) (1,500→1,800人)

学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施を行う。



### ② 外部専門家 (348人)

特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の外部専門家を配置・活用する。

# 学校と福祉機関の連携支援事業

2019年度予算額 (案)

10百万円  
(新規)



文部科学省

## 背景説明

発達障害をはじめ障害のある子供たちへの支援にあたっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠である。文部科学省と厚生労働省による、「家庭と教育と福祉の連携『トライアングルプロジェクト』」の検討では、学校と放課後等デイサービス事業所等（障害児通所支援事業所）との連携不足が課題として挙げられた。

- 教職員や保護者の障害児通所支援事業所に関する理解不足
- 保護者を含めた関係者間の情報共有や連絡方法が定まっていない

## 目的・目標

各自自治体において、関係部局の連携のもと、学校と障害児通所支援事業所について、現状を把握・分析した上で、広く波及可能な連携の在り方を研究する。

## 事業内容

### 都道府県・市区町村 4 地域

#### ○現状の把握と分析

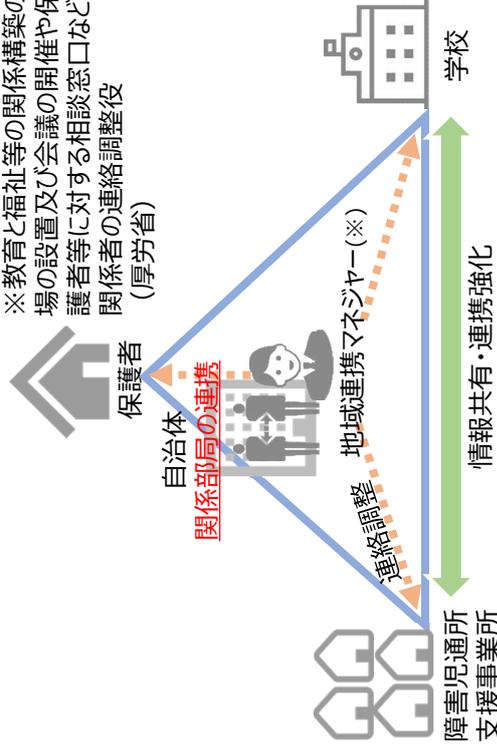
学校と障害児通所支援事業所の連携について現状と課題を把握した上で、連携に際して共有すべき事項やポイントについて、保護者との連携の観点も含めて整理する。

#### ○分析をもとに、他自治体で波及可能な学校と障害児通所支援事業所の連携に際してのマニュアルを作成

- ・既存の会議等を活用した関係部局や関係機関が集まる場の設定（センター的機能としての特別支援学校の位置づけ等）
- ・相互理解の促進（教職員や保護者に対する障害児通所支援事業所の説明機会の確保等）
- ・年間を通じて関係者間で交わすべき情報の整理
- ・下校時のトラブルや児童生徒の病気・事故時の対応の整理
- ・保護者の同意を含む、障害児通所支援事業所との連携や個人情報等に配慮した、個別の教育支援計画の様式、項目等の検討・作成

#### ○調査分析支援員の配置

※教育と福祉等の関係構築の場の設置及び会議の開催や保護者等に対する相談窓口など、関係者の連絡調整役（厚労省）



情報共有・連携強化の手法の研究（本事業）  
現状を把握・分析した上で、連携にあたって取り組むべき事項について波及性のあるマニュアルを作成。

## 成果、事業を実施して、期待される効果

障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所の効率的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行い、他自治体に波及可能なマニュアル等を作成することで、全国的な教育と福祉の連携の推進につなげる。

# 要保護児童生徒援助費補助金

2019年度予算額（案） 6.7 億円  
（前年度予算額） 6.5 億円



## 背景説明

○学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、**市町村は、必要な援助を与えなければならない。**」とされており、また、就学援助法等において、**国は市町村に対して必要な援助を行うこと**とされている。



## 目的・目標

○経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、**義務教育の円滑な実施に資する。**



## 事業内容

### 【要保護者への就学援助】

市町村の行う就学援助のうち、生活保護法に規定する「要保護者」への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資するよう、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」（就学援助法）「学校保健安全法」「学校給食法」等に基づいて必要な援助を実施。

◆補助対象費目： 学用品費、体育実技用具費、卒業アルバム代等（新設）、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、医療費、学校給食費

※平成29年度からは、入学する年度の開始前に支給した「新入学児童生徒学用品費等」についても国庫補助対象とできるよう要綱を改正済み。  
文部科学省としては、自治体に対してこの入学前支給の導入を通知等で積極的に促している。

◆国庫補助率： 1/2（予算の範囲内）

◆平成31年度より、

・「**修学旅行費**」の**中学校の単価引き上げ**

中学校： 57,590円 → 60,300円（+2,710円）

・「**新入学児童生徒学用品費等**」の**単価引き上げ**

小学校： 40,600円 → 50,600円（+10,000円） 中学校： 47,400円 → 57,400円（+10,000円）

・「**卒業アルバム代等**」を**補助対象費目に追加（新設）**

小学校： 10,890円 中学校： 8,710円



### 【準要保護者への就学援助】

要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める「準要保護者」への就学援助事業については、三位一体改革により、平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で事業を行っている。

成果、事業を実施して、期待される効果

子供たちの将来がその生まれ育った家庭の環境によって左右されることのない社会の実現

## ◆概要◆

高等学校において、地理的要因等にとられず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図るとともに、新高等学校学習指導要領の実施を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し、普及を図る。

また、定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

### 定時制・通信制課程における 新学習指導要領への対応

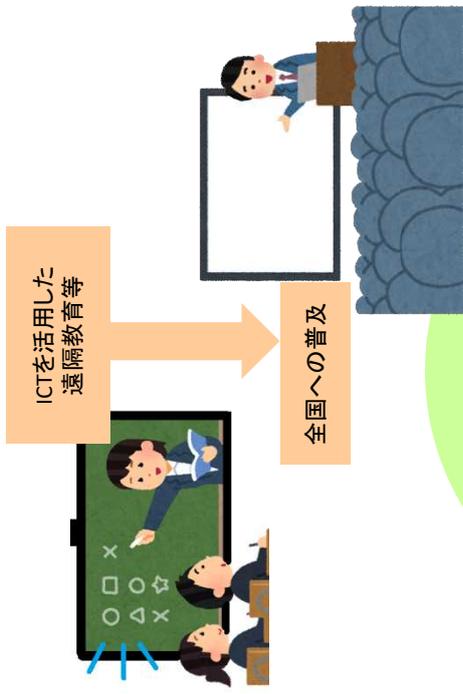
新高等学校学習指導要領の実施を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し普及を図る。



新学習指導要領を見据えた効果的な学習プログラムのモデル構築

ICTを活用した遠隔教育等

全国への普及



### 多様な学習ニーズに応じた 指導方法等の確立・普及

定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。



### 遠隔教育等の教育改革 の優良事例の普及

「経済・財政再生計画改革工程表」に基づき、地理的要因等にとられず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図る。



専門的な支援



多様な学習ニーズを有する生徒

# 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業

## 背景説明

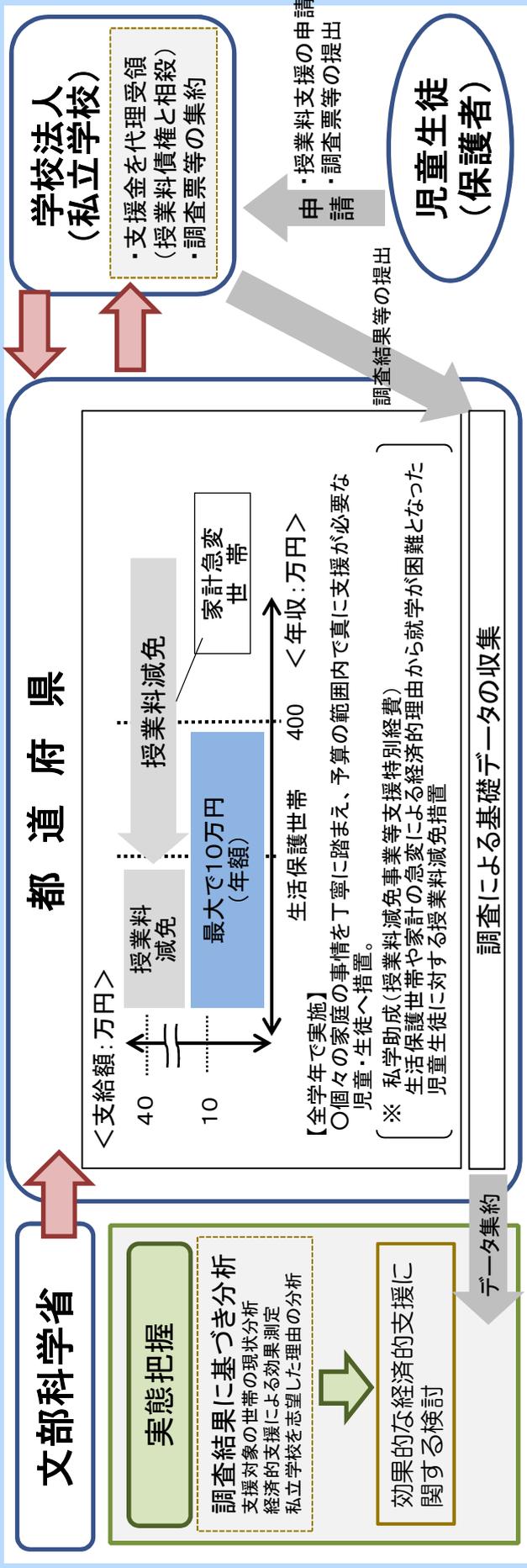
- 国及び地方公共団体は、能力があるにも関わらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して奨学の措置を講じなければならない。(教育基本法)
- 私立学校も「公の性質」を有する学校として、公立学校とともに義務教育制度の一翼を担っている。
- 私立小学校の授業料平均は約4.3万円、私立中学校の授業料平均は約4.1万円であり、家庭の経済的負担が大きい。  
(教育基本法、学校教育法により、国立又は公立の小中学校は無償。)

## 目的・目標

- 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関し、年収400万円未満の世帯に属する児童生徒について、授業料負担の軽減を行うつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を行う。

## 事業内容

- ◆ 様々な事情から私立小中学校等に進学されているもの、経済的には厳しい世帯（年収約400万円未満）をいかに支援できるかという観点から、支援対象世帯の経済状況や私立小中学校等を選択した理由などを把握するための5年間の実証事業。【実施期間】2017年度～2021年度
- ◆ 2019年度予算案 制度趣旨を踏まえに伴う給付対象（予定）者数の減少 ▲2億円



**成果、事業を実施して、期待される効果**

私立小中学校等を希望した理由や家庭の経済状況などについて調査結果に基づき分析を行うことで、効果的な経済的支援に関する検討が可能となる。

# 高等学校等就学支援金等

2019年度予算額 (案) 3,734億円 <内訳> 高等学校等就学支援金交付金 (新制度・旧制度) 3,709億円  
(前年度予算額) 3,708億円 公立高等学校授業料不徴収交付金 (旧制度) 0.1億円  
高等学校等就学支援金事務費交付金 25億円



## 背景説明

○ 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

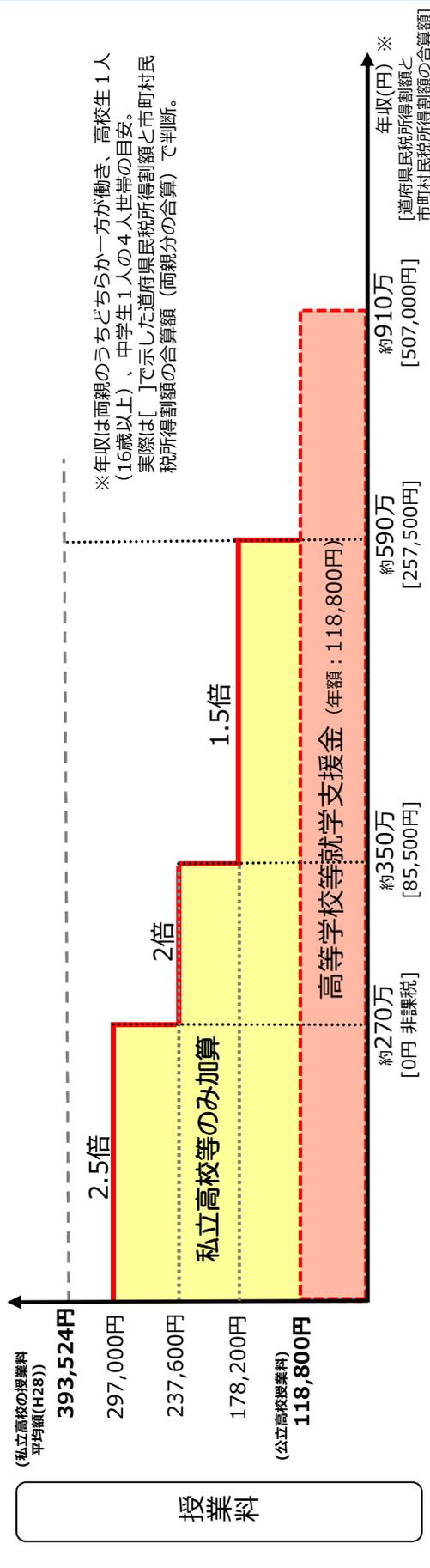


## 目的・目標

○ 高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

## 事業内容

- ◆ 高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）。
- ◆ 対象となる学校種は、国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち古指示定を受けた外国人学校、海上技術学校。
- ◆ 年収約910万円（道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額 507,000円）未満の世帯の生徒等が対象。
- ◆ 私立高校等に通う低所得世帯の生徒については、授業料負担が大きいため、所得に応じて就学支援金を1.5～2.5倍した額を上限として支給。



成果、事業を実施して、期待される効果

家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現

# 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

2019年度予算額（案）  
139億円  
(前年度予算額  
133億円)



## 背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

## 目的・目標

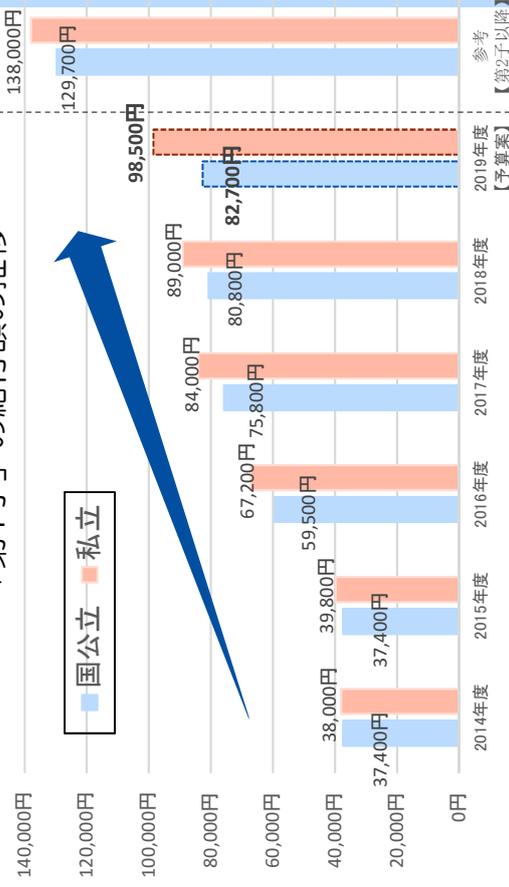
○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

## 事業内容

- ◆ 低所得世帯（生活保護世帯・非課税世帯）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。  
※授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通用品費、入学用品費、教科外活動費など
- ◆ 都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に対して、国がその経費を一部補助する。（国庫補助率1/3）
- ◆ 家庭の教育費の負担が大きい15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合は給付額を増額。
- ◆ 2019年度予算案  
・非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額（国公立：+1,900円 私立：+9,500円）

世帯区分	給付額（年額）	
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	国公立 32,300円	私立 52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	国公立 80,800円 ↓(+1,900円) <b>82,700円</b>	私立 89,000円 <b>↓(+9,500円) 98,500円</b>
非課税世帯 全日制等（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	国公立 129,700円	私立 138,000円
非課税世帯 通信制	国公立 36,500円	私立 38,100円

## 「第1子」の給付額の推移



成果、事業を実施して、期待される効果

家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現